

十日町市大学生等通学定期代補助金交付要綱

令和 7 年 8 月 1 日
十日町市告示第161号

(趣旨)

第1条 この告示は、若者の定住促進及び大学生等並びにその保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として、十日町市から鉄道等の公共交通機関（以下「公共交通機関」という。）を利用して通学する大学生等に対し、予算の範囲内で大学生等通学定期代補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通学定期券 通学のために購入する公共交通機関の定期券で、合理的な経路及び方法によるものをいう。
- (2) 大学等 次に掲げる教育施設をいう。
 - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、専修学校（専門課程に限る。）及び高等専門学校
 - イ アに準じて市長が特に必要と認める教育施設
- (3) 大学生等 大学等に在籍する学生（高等専門学校の学生にあつては、4 学年以上の者に限る。）

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する通学定期券を利用して通学する大学生等（以下「通学生」という。）又は通学生の保護者であつて、次の各号に掲げる要件の全て満たす者とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 大学生等が補助金の交付を申請する年度の4月1日現在で、18歳以上26歳未満であること。
- (2) 大学生等及びその保護者が属する世帯の世帯員に市税の滞納がないこと。
- (3) 通学定期券の購入に要する経費に対して他の補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 十日町市暴力団排除条例（平成24年十日町市条例第4号）第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、当該年度の通学定期券の購入に要する経費（大学等の正規の修業年限内の期間に限

る。)であって、市長が認めるものとする。

- 2 補助金の交付の対象となる期間（以下「対象期間」という。）は、当該年度の4月1日から翌年の3月31日までとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に100分の20を乗じて得た額とし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。ただし、その額が6万円を超えるときは、6万円とする。

（交付申請及び実績報告）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、十日町市大学生等通学定期代補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、当該年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 学生証等の写し（大学等に在学していることが証明できる書類）
- (2) 対象期間に利用した通学定期券又は通学に要する経費を明らかにする書類の写し
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び額の確定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、十日町市大学生等通学定期代補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、その旨の決定をし、前条の規定による申請をした申請者に対し、その理由を付してその旨を通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、十日町市大学生等通学定期代補助金請求書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 振込口座の通帳の写し
- (2) 前号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、十日町市大学生等通学定期代補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により、当該交付決定者に係る補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この告示の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金の交付を受けた者に対し、十日町市大学生等通学定期代補助金返還請求書（様式第5号）により、既に交付した補助金について、期限を定めて、補助金の全額又は一部を返還させることができる。

(関係書類の保存)

第11条 補助金の交付を受けた交付決定者は、交付に関する書類、関係帳簿等を補助金の交付を受けた日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

十日町市大学生等通学定期代補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

十日町市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号 ()

標記補助金の交付を受けたいので、十日町市大学生等通学定期代補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、補助対象要件確認のために、私の世帯の納税状況及び住所を調査することに同意します。

記

交付申請額	円		
氏 名		生年月日	年 月 日
大学等名		学部（学年）	
大学等所在地			
公共交通機関	利用区間 （補助対象区間）	通学定期券の期間	購入金額 （補助対象金額）
	()	年 月 日から 年 月 日まで (ケ月定期)	(円 円)
	()	年 月 日から 年 月 日まで (ケ月定期)	(円 円)
	()	年 月 日から 年 月 日まで (ケ月定期)	(円 円)
	()	年 月 日から 年 月 日まで (ケ月定期)	(円 円)
	()	年 月 日から 年 月 日まで (ケ月定期)	(円 円)
	()	年 月 日から 年 月 日まで (ケ月定期)	(円 円)
通学定期券購入費合計			円 (① 円)
補助金額(①×20%)			円

※1,000 円未満は切捨て

※上限額 60,000 円／年間

※交付申請額・（補助対象区間）・（補助対象金額）・補助金額については申請窓口にて記載

■添付書類

- (1) 学生証等の写し（大学等に在学していることが証明できる書類）
- (2) 対象期間に利用した通学定期券又は通学に要する経費を明らかにする書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

十日町市長

十日町市大学生等通学定期代補助金交付決定通知書兼額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金について、十日町市大学生等通学定期代補助金交付要綱第 7 条の規定により、交付決定及び額の確定をしたので通知します。

記

交付決定兼額の確定額 金 円

様式第3号（第8条関係）

十日町市大学生等通学定期代補助金請求書

十日町市長 様

年 月 日

住 所
申請者 氏 名
電話番号 ()

年 月 日付け 第 号で交付決定兼額の確定通知のあった標記補助金について、十日町市大学生等通学定期代補助金交付要綱第8条の規定により、補助金を請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

振込先	金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
	種 別	普通 ・ 当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			
※ 口座名義人が申請者と異なる場合は、申請者は次のとおり同意を受けてください。なお、口座名義人は大学生等又は保護者に限ります。				
私は、補助金の交付について、私の口座に振込むことについて、同意します。				
口座名義人氏名 (電話番号)				
(注) 氏名は、自署又は記名してください。また、記名の場合は記名した方の電話番号を記入してください。				

■添付書類
振込先金融機関の口座情報のわかるものの写し

様式第4号（第9条関係）

十日町市大学生等通学定期代補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

十日町市長

年 月 日付け 第 号で交付決定をした標記補助金について、下記により交付決定の（全部・一部）を取り消しましたので、十日町市大学生等通学定期代補助金交付要綱第9条の規定により、通知します。

記

1. 取消理由

2. 取り消す交付決定の内容

交付決定年月日	年	月	日付け	第	号
交付決定額			金		円
（うち交付決定を取り消す金額					円）

様式第 5 号（第 10 条関係）

十日町市大学生等通学定期代補助金返還請求書

番 号
年 月 日

様

十日町市長

年 月 日に交付した標記補助金について、十日町市大学生等通学定期代補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 返還金額 金 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還方法
- 4 返還を求める理由